

新潟市消防署組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年2月17日

新潟市消防局長 阿部 一彦

新潟市消防局訓令第4号

新潟市消防署組織規程の一部を改正する規程

新潟市消防署組織規程（昭和51年新潟市消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 課に課長補佐を置くことができる。

第5条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 課長補佐は、課長を補佐し、課の事務を整理する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。